

MEX 利用規約

(目的)

第1条 本規約は、三菱マテリアル株式会社（以下「甲」という）が運営する、E-Scrap ビジネスにおけるプラットフォーム MEX (Mitsubishi Materials E-Scrap Exchange)（以下「MEX」という）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規約は、MEX を利用するすべての法人または個人（以下「乙」という）に適用されるものとする。

(規約の遵守)

第3条 乙は、MEX を利用するにあたり、本規約を遵守するものとする。

(用語の定義)

第4条 本規約において使用される用語の定義は、次の通りとする。

- (1) ユーザーID
乙を識別するために割り当てられた固有の文字列のこと。
- (2) パスワード
ユーザーID の使用者が本人であることを認証するための文字列のこと。
- (3) ログイン
ユーザーID 及びパスワードを用い、MEX を使用する許可を得るための操作。

(利用契約の成立等)

第5条 乙は、原則としてウェブ上の専用フォームを用いて「MEX 利用申込書」を提出する。甲は、提出された「MEX 利用申込書」の内容を審査し、これに合格した場合は、別途甲の定める方法に従い MEX のアドレス並びに乙専用のユーザーID 及びパスワード（以下「ログイン情報」という）を乙に通知する。

2. 甲が乙に対して通知した MEX のログイン情報を用いて、乙が初めて MEX にログインした時に、甲乙間に MEX の利用契約（以下「MEX 利用契約」という）が成立するものとする。
3. 乙は、甲に提出した「MEX 利用申込書」に変更があれば、直ちに甲が定める変更のための手続をとらなければならない。
4. 乙は、第2項のログイン時に MEX 利用契約へ同意をする者は、乙を代表して MEX 利用契約を締結する権限を有する者であることを表明し保証する。

(設備・費用の負担)

第6条 乙は、自己の責任と費用で MEX を利用するために必要な端末機器、通信機器その他の設備及びインターネット利用環境を準備し、維持するものとする。

(ログイン情報の管理)

第7条 乙は、ログイン情報の適正な管理を行うものとし、これを第三者に開示・漏洩してはならない。

2. 乙は、ログイン情報を第三者に使用させ、または譲渡、貸与等如何なる処分も行ってはならない。
3. 乙は、ログイン情報が第三者に不正利用されている可能性があると判断したときは、直ちに甲に連絡するものとする。

(社内利用者の選定)

第8条 乙は、自己の責任において適切な自らの社内の MEX 利用者を選定し、当該利用者に本規約及び甲が別途提供する MEX 利用のためのガイドライン等を遵守させる。

2. 乙は、社内のMEX利用者に、同MEX利用者の情報がMEXに登録されること及び甲がその業務のために利用することを承諾させるものとする。
3. 第7条第2項の規定に関わらず、乙は、社内のMEX利用者専用のログイン情報を、甲の事前の承諾を得ることなくMEXに登録することができる。この場合、乙は、当該利用者に本規約を遵守させるものとし、当該利用者による本規約の違反、MEXの誤操作、誤入力等の結果甲が被った一切の損害を賠償するものとする。
4. 前項の場合、社内のMEX利用者がMEXに入力した内容は、乙がMEXに入力したものとみなす。
5. 乙は、社内のMEX利用者の退職等を理由に、当該利用者のログイン情報を使用する必要がなくなった場合は、速やかにMEXに登録された当該利用者のログイン情報を抹消する。
6. 乙は、乙の社内のMEX利用者のほか、第三者にMEXを利用させることはできない。

(利用方法)

第9条 乙は、インターネットを利用してMEXのアドレスにアクセスし、甲から通知を受けたログイン情報または乙が登録した乙の社内のMEX利用者専用のログイン情報を用いてログインを行い、MEXを利用する。

(知的財産権)

第10条 MEXに関連するソフトウェア（操作マニュアル、操作画面等も含む）、MEXに関連して甲が作成したコンテンツ・MEXに関連して作成された情報に関する著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む）その他すべての知的財産権は、甲に帰属する。

(禁止事項)

第11条 MEXの円滑な運営を確保するため、乙は、次の行為を行ってはならない。

- (1) MEXに有害なコンピュータプログラムを送信または書き込む行為
- (2) 自己以外のログイン情報を使用する行為
- (3) 当社または第三者の権利もしくは利益を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (4) 甲のコンピュータシステムまたはネットワーク等に過度な負荷をかける行為または不正なアクセスを試みる行為
- (5) リバースエンジニアリング、逆コンパイル等の解析、またはソースコードを得ようとする行為
- (6) 法令に違反するまたは違反するおそれのある行為
- (7) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれのある行為
- (8) 前各号の他、MEXの運営を妨げるまたは妨げるおそれのある行為

(利用契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対する何らの催告なく乙によるMEXの利用の全部もしくは一部を停止し、またはMEX利用契約を解除することができる。

- (1) 乙が本規約に違反した場合または違反するおそれがあると甲が判断した場合
 - (2) 甲または乙にMEX利用契約を継続することが困難と甲が認める事由がある場合
 - (3) 乙のMEX利用が1年以上ない場合
2. 甲は、乙に前項第1号または第2号に該当する事由が生じた場合は、乙に対する何らの催告なく甲乙間の有償取引に係る売買契約（基本契約であるか個別契約であるかを問わない）の全部または一部を解除することができる。
 3. 甲は、乙の社内のMEX利用者専用のログイン情報の利用が1年以上ない場合は、乙に対する何らの催告なく当該利用者のログイン情報の利用の全部もしくは一部を停止することができる。
 4. 乙は、MEX利用契約が解除された場合でも、第7条第1項及び第2項、第11条、第13条、第17条並びに第20条を遵守する義務を負う。

(損害賠償等)

第13条 乙は、本規約に違反し、それによって甲に損害を与えたときは、当該損害（弁護士費用を含む）を甲に賠償するものとする。

2. 乙は、MEX の利用に関連し、第三者に対し損害を与えた場合あるいは第三者との間に紛争が生じた場合、自己の費用と責任において、第三者との間で、直接、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、甲に損害を発生させないものとする。万が一、甲に何らかの損害（弁護士費用を含む）が発生した場合は、乙は、これを甲に賠償するものとする。
3. 甲が、本規約に関連して甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合においても、甲の軽過失により生じた損害については、一切賠償責任を負わないものとする。また、甲が責任を負う場合においても、特別事情に基づく損害（甲が予見すべきものであるか否かを問わない）、間接損害、結果損害、逸失利益については責任を負わず、また、甲の賠償責任の上限は、100,000 円とする。

（MEX 利用の停止または中止）

第 14 条 乙は、次のいずれかの事由により、甲が MEX の全部もしくは一部の提供を一時停止もしくは中止し、または本サービス上の機能を制限する必要があることを予め承諾する。

- (1) 天災、災害、その他の非常事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合
- (2) MEX 提供のための装置の保守点検または設備の更新を定期的にもしくは緊急に行う場合
- (3) MEX 提供のための装置の異状、故障、障害等が発生した場合
- (4) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力が生じた場合
- (5) その他、甲が MEX の利用の停止または中止を必要と判断した場合

2. 甲は、前項による MEX 利用の一時停止または中止によって生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（保証の否認・免責事項）

第 15 条 甲は、MEX が乙の特定の目的に適合すること、乙の期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、乙による MEX の利用が乙に適用のある法令等に適合すること、および不具合（MEX の機能の全部または一部の停止、通信速度の低下、MEX を通じた情報の漏えい等を含む。）が生じないことについて、何ら保証するものではなく、MEX は現状有姿にて乙に提供されることを乙は了解する。

2. 甲は、MEX を通じて提供する情報について、その真実性、正確性及び安全性（コンピューターウイルス等の有害物が含まれていないこと等）の確保に努めるが、それらの完全性について、何ら保証するものではなく、MEX を通じて提供する情報は現状有姿にて乙に提供されることを乙は了解する。
3. 乙のログイン情報を用いた利用については、乙による利用とみなされ、甲は、乙のログイン情報が第三者により用いられたことにより乙に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
4. 乙が MEX に入力した内容については、乙が自ら責任を負うものとし、これにより甲に万が一損害が発生した場合には、乙は、甲にその損害を賠償するものとする。

（規約及び MEX の変更）

第 16 条 甲は、乙への事前通知または乙の事前同意なくいつでも本規約を変更できるものとし、甲が本規約を変更した後に乙が MEX を利用したときは、乙が当該変更後の本規約に同意したものとみなす。

2. 甲は、乙への事前通知または乙の事前同意なくいつでも MEX の仕様等を変更できるものとし、必要に応じて変更内容を乙に通知するものとする。

（秘密保持）

第 17 条 乙は、MEX の利用により知り得た情報を甲の書面による事前の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならない。

（暴力団排除）

第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、乙に対する何らの催告なく MEX 利用契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）である場合、または暴力団等であった場合

- (2) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (3) ことさらに、自身が暴力団等である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、または害するおそれのある行為をした場合
2. 前項により MEX 利用契約を解除した場合に、乙に損害が生じたとしても、甲がこれを一切賠償する責任はないことを乙は確認する。

(協議)

第 19 条 本規約に規定のない事項及び本規約の各条項の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決する。

(準拠法及び合意管轄)

第 20 条 本規約及びその履行は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

2. 甲及び乙は、本規約から又は本規約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されることに合意するものとする。仲裁地は東京（日本）とする。仲裁人の数は 1 名とし、仲裁手続は日本語によって行う。

以 上